

平成 30 年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 収入の所属年度を適正に区分すべきものの</p> <p>納期の一定している収入の所属年度については、地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 1 号、第 2 項に定めがある。</p> <p>それによると、納期の一定している収入の所属年度は、法令等又は契約によってあらかじめ定められている納期の末日の属する年度である。</p> <p>収入の所属年度に関して次のように平成 29 年度に納入された土地賃料を平成 30 年度歳入に振り替えていた事例があったが、契約書で定める納期の末日からすると平成 29 年度の歳入であり、平成 30 年度歳入に振り替える理由はない。</p> <p>地方自治法施行令どおり、平成 29 年度歳入とするべきである。</p> <p>高度計算科学研究支援センター土地賃貸借契約において、4 月～6 月分の賃料の契約書上の納期は 3 月 31 日となっている。平成 30 年 4 月～6 月分の賃料 4,919,913 円について、平成 30 年 2 月 26 日に調定後、納期限を平成 30 年 4 月 2 日として相手方に納入の通知を行い、平成 30 年 3 月 9 日に納入があった。当該収入について、平成 29 年度歳入から平成 30 年度歳入へ振り替える処理を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">（推進課）</p> <p>神戸低侵襲がん医療センター土地賃貸借契約において、4 月～6 月分の賃料の契約書上の納期は 3 月 31 日となっている。平成 30 年 4 月～6 月分の賃料 4,375,000 円について、平成 30 年 3 月 20 日に調定後、納期限を平成 30 年 4 月 2 日として相手方に納入の通知を行い、平成 30 年 3 月 29 日に納入があった。当該収入について、平成 29 年度歳入から平成 30 年度歳入へ振り替える処理を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">（調査課）</p>	<p>の事例とともに、今後、4～6 月分の賃料については定められている納期の末日の属する年度の収入とし、翌年度への振替は行わない。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 委託料と違約金を相殺する際に歳出・歳入額の計上を適正に行うべきもの</p> <p>「神戸におけるナイトタイムエコノミー振興に関する調査・分析業務」委託契約（契約期間平成 29 年 9 月 22 日～平成 30 年 3 月 31 日）において、契約期間中に相手方事業者から契約解除の申し出があり、履行の見込みがなかったことから委託料と違約金の精算手続を行っていた。精算内容は次のとおりである。</p> <p>引取りを認めた出来高履行部分の相当代金を 1,322,350 円と算定し、契約に従い契約開始直後に前金払として支払い済みの委託料 1,247,500 円との差額 74,850 円を追加で支払うべき委託料とした。一方、契約解除にかかる違約金は、委託契約約款第 25 条第 4 項、第 10 条の規定から、当初契約金額 2,495,000 円の 100 分の 3 相当の 74,850 円とした。追加で支払うべき委託料と徴収すべき違約金を相殺すると、差し引き 0 円であった。当該契約に関して決算では、歳出額については前金払をした 1,247,500 円のみが計上されており、歳入額については違約金 74,750 円が計上されていない。</p> <p style="text-align: right;">（政策調査課）</p> <p>地方自治法第 210 条は「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」としており、現実の現金のやり取りにおいては相殺しても、帳簿上歳出と歳入は相殺することなくすべて計上しなければならない。</p> <p>委託契約約款第 25 条第 4 項は「違約金として、前項に規定する相当代金から控除する」としておりこれに基づいて処理したとのことであるが、控除の仕方については「委託契約記載例及び解説」（平成 29 年 4 月行財政局財政部契約監理課）に解説がある。そこでは、「委託金額の支出命令とともに歳入決議・納付書を会計室に回議すると、納付書の金額を局室区の雑入に入れて、差額が相手方の口座</p>	<p>委託契約約款第 25 条第 4 項の「違約金として、前項に規定する相当代金から控除するもの」という規定に基づき精算処理を行ったが、控除するにあたって、帳簿上歳入と歳出を計上しなければならないという認識が不足していたために、誤った処理が生じた。</p> <p>指摘を踏まえ、平成 31 年 1 月 15 日の課内会議で、所属職員全員に対して事案についての説明及び指導を行うとともに、委託契約事務の手引き等を適宜確認しながら適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>に振り込まれる（相殺するのではなく、歳入及び歳出にそれぞれ計上される）」とされている。</p> <p>本件については、74,850 円分の振替処理（歳出増、歳入増）を行うことにより、履行相当金 1,322,350 円を歳出額に、違約金 74,850 円を歳入額に計上するべきである。</p>		
<p>(2) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 財産に関する調書の「出資による権利」の記載を適正に行うべきもの</p> <p>平成 29 年度決算書における財産に関する調書の「出資による権利」に、「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」とする項目の記載がある。（調査課）</p> <p>決算においては、公有財産について地方自治法施行規則第 16 条の 2 で定められた様式「財産に関する調書」に記載することとなっている。公有財産の範囲・分類については地方自治法第 238 条第 1 項に定めがあるが、この第 1 項第 7 号に位置付けられた「出資による権利」の「出資」には、株式会社の出資の外、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 157 条に規定する財産の拠出も含まれるとされている（逐条 地方自治法（株学陽書房））。</p> <p>「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条の規定による基金の拠出には該当しない。これは、当該規定は、社団法人に関する規定であり、財団法人である先端医療振興財団には適用がないからである。また、出えんに伴う何らの権利も有していないので、「出資による権利」から削除するべきである。</p>	<p>平成 30 年度分以降の決算書における財産に関する調書の「出資による権利」には、「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出捐金」は記載しない。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 現金を適正に管理するべきもの</p> <p>実査日（平成 30 年 10 月 9 日）に、金庫内に現金 19,751 円があった。現金が入った封筒によると、平成 23 年度の兵庫県下消防長会開催の警防事務担当者会議の残金 44,380 円から以下の 24,629 円の使用を経た残金であった。</p> <p>[24,629 円の使用内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 42 回大都市警防担当部課長会議での使用 16,277 円 ・平成 25 年 7 月 18 日兵庫県下消防長会警防事務担当ブロック代表者会議のお茶代 3,125 円 ・職員出張旅費の一時立替（平成 25 年 9 月 21 日に 20,000 円出金，平成 25 年 10 月 22 日に 20,000 円返金） ・平成 30 年 9 月 7 日兵庫県下消防長会警防事務担当者会議の用紙代 5,227 円（警防課） <p>兵庫県下消防長会は、消防本部を設置する県下自治体消防相互の緊密な連絡と調整をはかり、消防諸般の問題について研究討議し、消防行政の改善と向上発展に寄与することを目的（兵庫県下消防長会会則第 3 条）とする会である。会長は神戸市消防局長であり、事務局は会長所在地の消防本部に置く（同会則第 2 条）ことから、事務局は神戸市消防本部である。この会の経費としては、会議の経費その他臨時的経費はそのつど徴収（同会則第 16 条）し、事業に関する経費は分担金、会費その他これら資金から生ずる収入が充てられている（同会則第 17 条）。</p> <p>聞き取りによると、平成 25 年度以降開催の事務担当者会議の運営経費は用途を限定し、毎年度資金の残金を会に返金しているが、平成 23 年度当時は事務担当者会議の資</p>	<p>指摘された事案は、平成 23 年度に神戸市で兵庫県下消防長会警防事務担当者会議を開催した際、当時の兵庫県下消防長会会則では会議運営費の残金の返金に関する規定はなかったため、兵庫県下消防長会から支給された会議運営経費の残金を金庫内に保有していたものである。</p> <p>平成 25 年度に会則が改定され、会議運営経費の残金は事務局へ返金することとされたことから、このたび当該残金（目的外に使用した額を含む）について、現在の会則に準じて事務局へ返金した。</p> <p>今後は会則が変更されているため、年度を越えて残金を保有することはない。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>金の精算方法の定めがなく、警防課で残金を現金で保管し、用途を考えながら使用していたとのことである。</p> <p>しかし、兵庫県下消防長会の現金であるにもかかわらず、兵庫県下消防長会ではない大都市警防担当部課長会議に使用したり、公費の旅費に一時的に立て替えていた。</p> <p>適正に管理するべきである。</p>		
<p>意見</p> <p>(1) 専決規程と実態の違いについて</p> <p>消防局部長以下専決規程の規定と実態に違いがある事例があった。</p> <p>決裁区分の簡素化が全市で進められている。消防局部長以下専決規程別表第 2 に定める決裁権者の決裁額を上げるなどの対応をとられたい。</p> <p>ア 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際消防救助隊の出動要請に対応できるよう、神戸市の出動当番である毎月 15 日～18 日に準備金 826,100 円を現金で保管するため、総務課長に資金前渡している。実際の使用は、平成 11 年 8 月のトルコ地震での災害救助活動以来ない。</p> <p>資金前渡に当たっては、平成 30 年度当初にひと月の準備金額の積算根拠、管理方法、1 年間の総額（9,913,200 円（826,100 円×12 ヶ月））等について局長決裁を得ている。また、毎月当月分 826,100 円の一般支出負担行為書等及び支出命令書について課長決裁を得て、資金前渡している。</p> <p>副市長以下専決規程別表第 2「前渡金」及び消防局部長以下専決規程別表第 2「前渡金」では、消防局長は 100 万円以下の専決権限が与えられており、100 万円を超える場合は副市長決裁となる。</p> <p>年度当初の局長決裁は方針決裁として副市長以下専決規程別表第 2「前渡金」は</p>	<p>国際緊急援助隊の派遣準備金は、現行の消防局部長以下専決規程に従い、今後は毎月の前渡金支出時に課長決裁ではなく局長決裁で事務処理を行うこととした。</p> <p>なお決裁区分の簡素化の件に関しては、消防局で専決規程を改正する際に検討を行いたい。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>適用せず、毎月の決裁を現行の消防局部長以下専決規程別表第 2「前渡金」を適用すると、毎月課長決裁ではなく局長決裁が必要となる。（総務課）</p> <p>イ 1 万円以下の講師のタクシー使用料の立替払について、市民防災総合センター長決裁で支出していた。</p> <p>消防局部長以下専決規程別表第 2 のセンター長の決裁区分は、専決規程第 3 条第 2 項より、所属長共通の決裁区分に属する事項に関するものとされている。また、別表第 2 の「立替払金」は、交通ストライキによる交通費が全て所属長共通、1 万円以下が部長及び消防署長共通、1 万円を超えるものが局長の決裁区分とされている。市民防災総合センターは部に所属しておらず所管部長がないことから、現行の消防局部長以下専決規程を適用すると、交通ストライキによる交通費以外の立替払についてはセンター長決裁ではなく局長決裁が必要となる。（市民防災総合センター）</p>	<p>現行の消防局部長以下専決規程のとおり、局長決裁を取り事務処理を行うこととした。</p> <p>なお決裁区分の簡素化の件に関しては、消防局で専決規程を改正する際に検討を行いたい。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 警防規程に基づく非常招集等による交通費の支給について</p> <p>職員に対して支給する給料、手当及び旅費は、額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされており（地方自治法第 204 条第 3 項）、市では旅費の支給について旅費条例を定めている。</p> <p>旅費条例では、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合も旅費の対象としている。平成 30 年 7 月 1 日に神戸市防災指令規程及び旅費条例等運用方針が改正され、防災指令発令時の交通費について、一定要件を設けた上で「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とすることが明記</p>		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>された。また、このことは行財政局と危機管理室の連名の平成 30 年 6 月 29 日付の通知で全市に知らされた。</p> <p>消防局には、神戸市防災指令規程に定める防災指令と警防規程に定める非常招集、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費を支給するための「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」（平成 6 年 4 月 1 日施行）がある。要綱では、自家用交通用具を利用した職員に対して支給する交通費は、往復路の燃料費及び往路の有料道路通行料とされ、燃料費の算出方法は、1km 以上 10km 未満が 100 円、10km 以上 20km 未満が 200 円、20km 以上 10km 増す毎に 100 円加算するとされている。旅費条例では、車賃は 1km につき 37 円で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額によるとされている。</p> <p>平成 30 年 6 月 29 日付の通知を受けた後は、神戸市防災指令規程に基づく防災指令と警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費について同様の取扱いとすることを、平成 30 年 7 月 9 日付の総務課長通知で消防局内へ知らせ、平成 30 年 7 月 1 日からこの取扱いを行っている。平成 30 年 7 月 9 日付の通知では防災指令と非常招集の発令だけが対象として記載されているが、要綱ではこれら以外にも災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給も対象としている。</p> <p>警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費の支給は、旅費条例等運用方針に位置付けられていない。防災指令発令時の交通費と同様に扱うために、警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費も旅費条例等運用方針に位置づけられたい。あわせて、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給につ</p>	<p>消防局策定の「防災指令及び非常招集発令等によるタクシー利用料金等支給要綱」による支給対象経費について、防災指令発令時以外の事案も旅費条例に基づく支給としての取扱いができるよう、旅費条例等運用方針への位置付けについて調整を行う。</p>	<p>措置方針</p>

平成 30 年度 財務定期監査（監査対象：消防局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>いても、必要に応じて旅費条例等運用方針に位置づけて運用されたい。（総務課）</p> <p>「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」に基づく自家用交通用具を使用した場合の交通費の支給は平成 30 年 7 月 1 日以降行っていないとのことであるが、要綱を保有していると、要綱を適用した交通費を支給して条例に違反してしまうことも考えられる。要綱そのものの整理も検討されたい。（警防課）</p>	<p>「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」について、旅費条例運用方針に位置付ける調整結果を踏まえて、要綱そのものの整理を行う。</p>	<p>措置方針</p>